

10番指定問題に対し 幹鉄事に緊急申し入れ

新幹線地本は、10月28日地区分会からの要請に基づき、新幹線鉄道事業本部に対し、東京駅遺失物業務の11月分勤務指定問題（10番の勤務指定）についての緊急申し入れを行った。（別紙参照）

緊急申し入れを受け、幹鉄事の窓口担当は「勤務指定の話で、現場がその業務ができると判断してやるもの。それは業務指示だからそれに従ってくれば良い。医学的な件については就労制限がかかっているかどうかを含めて急ぎ確認し、制限を越えるものであれば当然是正する。いずれにしても現場に確認する。」と回答。申し入れの内容については、事実を調査した後の再回答となった。

現場では、10月26日より急遽当該社員に対してのカウンター業務や電話業務見学などの作業指示が行われ始めているが、なぜ遺失物業務の基本となる8Aや5A、5Bの正規の見習いを指定しないのか明らかにしていない。